大阪府差別解消に関する有識者会議　項目整理票

資料2

|  |  |
| --- | --- |
| 議論いただきたい項目 | １．-①法務省の依命通知（平成30年12月27日）には、いわゆる同和地区の摘示行為は、違法性はあるが、行為自体の危険性に着目したものであり、民法709条の不法行為責任が成立する場合のそれとは異なるとの趣旨の記載があるが、このような法務省の解釈をどう考えればよいか。-②法務省の依命通知（平成31年３月８日）では、不特定多数（集団）に対する差別的な書込みが行われた場合であっても、「集団」に自然人が存在し、具体的な被害が発生していれば、権利侵害性を認めるとしながら、「集団」の地域が広く、そこに属する自然人が極めて多数に及ぶときは、精神的苦痛等を感じないであろうと認められる場合もあるとして、人権侵犯性を認め難いとする趣旨の記載がある。集団の地域の広さや人数が多ければ、集団への人権侵犯性を認めないとする解釈について、面積や人数などを基準にして、どこまで明確にすることができるか。 |
| 背景・課題等 | -①いわゆる同和地区の適示行為は民法７０９条やプロ責法上の「他人の権利又は法律上保護される利益」に当たるか。**民法709条****故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害し****た者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。****同 義****プロ責法****3条2項1号****一　当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。****特定の者に対する識別ではなくとも、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為も、このような人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであるということができる。****（注）ここにいう「違法性」は、行為自体の危険性に着目したものであり、特定人の権利・利益を侵害しない点において、民法第709条の不法行為責任が成立する場合におけるそれとは異なる。****法務省****依命通知(H30.12.27）**・総務省発行の「プロ責法逐条解説」によると、プロ責法第3条第2項第１号の「他人の権利が（不当に）侵害されている」とは、民法第709条の「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した」と同義とされている。・プロ責法第３条第2項第1号によれば、プロバイダ等に「他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があった」と判断されれば、プロバイダ等は削除による損害賠償責任を免がれる。・一方、いわゆる同和地区の摘示行為を行っているサイトの中には、ホームページタイトルに「学術・研究」と表示し、自らが現地へ赴き、取材した内容を写真を貼付しながら説明する紀行文のような体裁で掲載している。・本依命通知では、学術・研究等の正当な目的による場合で、一定の要件の下、例外的に削除措置を講じるのが相当でない場合も考えられないではないとの趣旨の記載があるが、何をもって、「学術・研究」と判断するのか疑問がある。・以上から、いわゆる同和地区の摘示行為として、具体的に、どのようなものであれば、権利侵害性があるといえるか。-②・判例では、不特定多数に向けられたヘイトスピーチに対しては不法行為とならないことが判示された一方で、集団が比較的小さく、かつ集団員が特定されている場合に集団員に対する名誉棄損が成立した場合もある。・法務省の依命通知は、集団に権利侵害が及ぶと認めながら集団の地域が広く、自然人が多数に及ぶ場合、人権侵犯性は認め難いとすることから、○○人、○○地区といった個人ではない集団に対する権利侵害についてどのように考えるかが問題となる。 |
| 府の考え方 | -①・同通知によると、いわゆる同和地区の摘示行為については、「違法性はあるが、民法70９条の違法性は認められない。」ということになり、他人の権利を侵害していないと考えざるを得ない。・プロ責法第３条第2項第1号によれば、プロバイダ等に「他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があった」と判断されれば、プロバイダ等は削除による損害賠償責任を免がれることになるが、いわゆる同和地区の摘示行為には、他人の権利性が認められないのであれば、そもそも削除したプロバイダ等は損害賠償責任を免がれないこととなる。・また、「学術・研究」については、同通知をもとに、何が「学術・研究」にあたるかを定義することは難しいと考えられるが、表現者個人の興味や探求心を満たすものも含まれるのか、表現者自身の公的な活動（例えば、学会での論文発表など）であることが求められるのか、基準が曖昧であると言わざるを得ない。・国において、例外的措置が認められる「学術・研究」等の正当な目的とは何かを　明らかにすることが必要。-②・民法709条にいう「他人の権利…」は、個人又は特定の団体の権利を対象としている。・集団に対する差別的書込みは、集団に属する個々の人々の社会構成員としての地位を貶める行為であり、結果として、個人の権利を侵害する行為であると考えられる。・これは、法務省の依命通知（平成31年3月8日）の記載（集団等を構成する自然人の存在が認められ、かつ、その集団等に属する者に具体的な被害が生じていると認められるならば、救済を必要とする「特定の者」に対する差別的言動が行われていると評価すべきとする）とも一致する。・しかし、同じ依命通知には、「…例えば、当該集団等を特定する際の地域表示等が余りに広く、当該集団等に属する自然人が極めて多数に及ぶため、仮にそれに属する自然人が聞いていたとしてもさしたる精神的苦痛等を感じないであろうと認められる場合もあると思われるが、そのような場合は、救済の前提となる人権侵犯性は認め難いこととなる場合が多いのではないかと思われる。」との記載もある。・法務省の依命通知に記載のある「仮にそれに属する自然人が聞いていたとしてもさしたる精神的苦痛等を感じないであろうと認められる場合もあると思われるが、そのような場合は、救済の前提となる人権侵犯性は認め難いこととなる場合が多いのではないか。」とは、どの程度の面積や人数であれば、そう言えるのかなど基準があいまいであり、不明確と考えられることから、そのように解釈する客観的な考え方を示すべきではないか。 |
| 判例・参考情報 | 〇法務省　依命通知「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」（平成30年12月27日発出）２ 部落差別の特殊性を踏まえた識別情報の摘示に関する考え方( 1 ) 一般的に，「人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向」に関する識別情報を摘示するだけでは， 直ちに人権侵害のおそれがあるとまでは言い難く、表現の自由として許容される場合もあり得るところである。そこで、平成16年当職通知は、助長誘発目的を要件とし、 識別情報の摘示のうち人権侵害を助長・誘発するおそれが高い、 すなわち違法性（ 注） のあるものを類型化し、そのような場合は特定人に対する人権侵害の発生の有無にかかわらず、削除要請等の措置の対象とするという方針を示したものである。「…また、特定の者に対する識別ではなくとも、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為も、このような人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであるということができる。」（ 注） ここにいう｢違法性｣は、行為自体の危険性に着目したものであり、特定人の権利・利益の侵害を要しない点において、 民法第709条の不法行為責任が成立する場合におけるそれとは異なる。「もっとも、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報であっても例外的に削　除要請等の措置を講じるのが相当でない場合も考えられないではない。例えば、学術、研究等　の正当な目的による場合であって、かつ、個別具体的な事情の下で、当該情報の摘示方法等に人権侵害のおそれが認め難い場合や、社会通念上、当該情報を公表する合理的な理由が認められる場合等である。　　このような例外に該当するか否かについては、個別の事案ごとに実質的に判断する必要があるので、各局においては、人権侵犯事件調査処理規程第２２条に基づく報告を行うことはもとより、立件の可否について疑義がある場合には、事前に当課宛照会されたい。」「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」（平成3１年３月８日発出）「…集団等が差別的言動の対象とされている場合であっても、①その集団等を構成する自然人の存在が認められ、かつ、②その集団等に属する者が精神的苦痛等を受けるなど具体的被害が生じている（又はそのおそれがある）と認められるのであれば、やはり救済を必要とする「特定の者」に対する差別的言動が行われていると評価すべきこととなる。」「…例えば、当該集団等を特定する際の地域表示等が余りに広く、当該集団等に属する自然人が　極めて多数に及ぶため、仮にそれに属する自然人が聞いていたとしてもさしたる精神的苦痛等を感じないであろうと認められる場合もあると思われるが、そのような場合は、救済の前提となる人権侵犯性は認め難いこととなる場合が多いのではないかと思われる。」〇総務省発行の「プロ責法逐条解説」（38頁）「プロ責法第3条第2項第１号の「他人の権利が（不当に）侵害されている」とは、民法第709条の「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した」と同義」【参考判例】【判例１】東京高判昭和29年5月11日下民5巻5号681頁　⇒集合住宅の中華民国人自治会51人を麻薬ブローカー集団と報道した事案で、個人への名誉棄損を認定。集団が比較的小さく、かつ集団員が特定しているときには、このような集団に対する誹謗により、集団員に対する名誉棄損が成立する場合がある。　【判例２】石原都知事女性蔑視発言事件　＊東京地判平成17年２月24日 ⇒都知事の発言は「一般的・抽象的であって、原告ら個人についての社会的評価が低下するものではない」として、女性に対する集団的な名誉棄損を認めず、原告(131人)の慰謝料と謝罪広告の請求を棄却。＊東京高判平成20年６月11日　⇒原判決を支持し、原告の訴えを退けている。 |

大阪府差別解消に関する有識者会議　項目整理票

|  |  |
| --- | --- |
| 議論いただきたい項目 | 2．-①・ヘイトスピーチやいわゆる同和地区の摘示などのインターネット上の差別的な書込みを放置することは、著しく回復が困難な人権侵害となるおそれがあることから、表現の自由を制限することができると考えてよいか。・上記の検討を経て、人権擁護機関（法務局等）に削除命令権（罰則付き）を付与することは可能か。削除命令できる場合、ヘイトスピーチやいわゆる同和地区の摘示などの著しく回復が困難な人権侵害事案に限定した場合はどうか。 |
| -②・次頁「府の考え方」の例1～３の検討の結果、削除命令権の付与が難しい場合、人権擁護機関が行う削除要請に対してプロバイダ等が削除した際の免責を認めるプロ責法３条２項の改正を求めることは妥当か。 |
| 背景・課題等 | -①・表現の自由といえども、無制限に許されるものではないが、行き過ぎた制限は、表現の自由がもたらす「思想の自由市場」を損ない、自由な言論に対する委縮効果となるなど弊害が多いことから、慎重に判断を行うことが必要と考えられている。 ☞思想の自由市場論：真理は思想の自由な競争の中からのみ見い出される。言論には言論で　　　　　　　　　　　 対抗すべきとする「対抗言論」の原則が当てはまる。☞委縮効果：表現行為をしようとする者が規制によって不利益を受けることをおそれ、本来許されるはずの表現も控えてしまう効果。　☞二重の基準論：精神的自由を制約する立法は、経済的自由の規制立法に対してよりも、より　　　　　　　　厳格な基準によって審査されなければならないとする判例理論。・条例により、表現の自由に対する規制を加えている場合もあり、これらの合憲性については、最高裁判決でも認められている。⇒【判例3】岐阜県青少年保護育成条例事件（最３判平成元年9月19日）　【判例4】徳島市公安条例事件（最大判昭和50年9月10日） ・名誉棄損をめぐる裁判については、刑事においても民事においても判断が分かれている状況である。⇒【判例5】夕刊和歌山時事事件（最大判昭和44年6月25日）　【判例６】ラーメンチェーン店名誉棄損事件（最１決平成22年3月15日）　【判例７】最判平成24年３月23日　 　【判例８】ニフティサーブ第２事件（東京地判平成13年８月27日）・ヘイトスピーチやいわゆる同和地区の摘示に関する差別的な書込みは、一旦、インターネット上に掲載されてしまうと、個人のプライバシーなど回復不可能な被害を生じる恐れがあることから、発信者の表現の自由と表現行為によって当事者が被る不利益との利益衡量を行い、表現の自由を制約することが可能かどうかを判断することが必要となる。・一方、人権擁護機関（法務局等）に削除命令権を付与した場合、発信者の投稿内容が一方的に削除されることになり、仮に、人権擁護機関が恣意的に削除命令を行うことになれば、発信者の表現の自由が脅やかされる可能性がある。・どのような場合に、人権擁護機関に削除命令権を付与することが可能なのかについての検討と併せて、ヘイトスピーチやいわゆる同和地区の摘示などの回復不可能な人権侵害事案に限定すれば、可能なのかどうかを検討する必要がある。-②・プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会が発行する『プロバイダ責任制限法　名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン』では「法務省人権擁護機関からの削除依頼は、人権侵害に関する専門的知見を有する者が多段階にわたり慎重な検討を加えた結果として行われたものであり」「他人の権利が侵害されたと信じるに足りる相当の理由がある」（プロ責法第３条第２項第１号）場合に該当するとの記載がある。・現行法では、免責されるとはいうものの、最終的には、裁判所の判断によるもの　とされており、プロバイダ等の訴訟リスクがなくなる訳ではない点が問題となる。　せめて、法務省の人権擁護機関から要請があったものは免責されるものとすれば、プロバイダ等は安心して削除することができる。 |
| 府の考え方 | -①・ヘイトスピーチやいわゆる同和地区の摘示などのインターネット上の差別的書込みを削除することによる発信者への規制について、表現の自由が争われた下記判例【３】～【８】の「必要やむを得ない規制」「規制内容の明確性」「誤信したことの相当の理由の有無」、「社会的評価の低下の有無」などの基準を用いて、表現の自由を規制できるのではないか。・また、表現の自由に関する判例や学説から、発信者の表現の自由と発信者の表現行為によって当事者が被る不利益を比較考慮した結果、後者についてより一層配慮すべきと判断される場合は、表現の自由を制限することが出来ると考えることができるのではないか。・さらには、人権擁護機関に削除命令権を認めることは、国に強い権限を付与することとなることから、何らの代替措置なしにこれを認めることは難しいと考えられる。　例えば、以下のような手続きを設けることで、表現の自由との抵触を回避することができるのではないか。（例１）・人権擁護機関において、インターネット上の差別的書込みを審査する「第三者委員会」を設置し、人権侵害性が認められるものに限って、削除命令の対象とする。＊平成15年「人権擁護法案」、平成17年「人権擁護救済法案」、平成24年「人権委員会設置法案」の廃案（例２）・人権擁護機関が削除命令を行うにあたっては、命令前に、聴聞手続きや弁明の機会を付与し、十分に審議を尽くす制度を設ける（例３）・発信者が投稿内容の違法性阻却事由を立証した時は、投稿内容を復元させる回復　措置を設ける-②・このような検討を経た上で、人権擁護機関に削除命令権を付与することが難しい場合は、人権擁護機関が行う人権侵犯事件の調査の信頼性が高いことを踏まえ、人権擁護機関が行う削除要請に対して、プロバイダ等が削除を行った場合、損害賠償責任を免責するという規定を追加（プロ責法第3条第2項を改正）しても、事前検閲にあたらず、プロバイダ等の任意性を損なうものではないため、問題ないのではないか（責任主体がプロバイダ等から国へ変わるだけ）。 |
| 判例・参考情報 | 【参考判例】〇必要やむを得ない規制として表現の自由を判断した例　⇒【判例3】岐阜県青少年保護育成条例事件（最三判平成元年9月19日）　　＊成人への制約は、青少年の健全育成を阻害する有害環境の規制に伴う「必要やむを得ない　　　制約」として合憲判断。〇規制内容の明確性をもとに表現の自由の規制を判断した例　⇒【判例４】 徳島市公安条例事件（最大判昭和50年9月10日）　　＊刑罰法規が曖昧不明確のゆえに憲法31条違反となるか否かは、通常の判断能力を有する　　　 一般人の理解においてその適用を受けるか否かの判断を可能とするような基準が読み取れるか否かにより、本件ではこのような判断が困難ではないとして合憲判断。〇行為者が誤信したことの「相当の理由」の有無により表現の自由を判断した例⇒【判例５】 夕刊和歌山時事事件（最大判昭和44年6月25日）　　＊行為者が真実を誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるときは名誉棄損罪が免責される（無罪）。⇒【判例６】 ラーメンチェーン店名誉棄損事件（最１決平成22年3月15日） ＊一審は、インターネットの特質を考慮し、「相当の理由」を緩和した新基準を提示し、名誉棄損罪の成立を否定した（無罪）が、最高裁は新基準を認めず、従来の枠組みで判断すべきとして、名誉棄損罪の成立を認めた（有罪）。〇社会的評価の低下の有無を基準に表現の自由を判断⇒【判例７】 最判平成24年３月23日　 ある表現が他人の社会的評価を低下させるかは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきとし、本件記事により原告らの社会的評価は低下すると判断し、免責要件の　　 真実性または誤信相当性の証明がないため、名誉棄損による不法行為責任を肯定。　⇒【判例８】 ニフティサーブ第２事件（東京地判平成13年８月27日） ＊被害者は十分反論を行っており、社会的評価が低下する可能性は消滅したと考えられるとして、名誉棄損による不法行為責任（損害賠償責任）を否定。〇諸外国におけるヘイトスピーチ規制法の例・ドイツ、フランスなど欧州諸国におけるヘイトスピーチ規制法では、行政による削除命令は認められていないが、ヘイトスピーチやフェイクニュースを書き込んだ場合に、プロバイダ等に削除義務や多額の罰金が科される法律が施行されている。＜ドイツ（ヘイトスピーチ取締法　2018年施行）＞・利用者が200万人超のSNS（フェイスブックやツィッターなど）とメディア企業に対し、ヘイトスピーチ（憎悪表現）やフェイクニュース、違法コンテンツなど明らかに違法な投稿を24時間以内に削除しないサイトは、最大5,000万ユーロ（約63億円）の罰金が科される。＜フランス（ヘイトスピーチ投稿規制法　2019年9月施行）＞・フェイスブックやグーグルなどのIT企業にネット上で憎しみや差別をあおる投稿など明らかに違法なコンテンツがあった場合、閲覧者の通報から24時間以内に削除するように義務づける。・削除すべき投稿の判断を企業に委ね、怠れば処罰する。最大125万ユーロ（約1億5千万円）の罰金が科される。・通報者投稿で傷つけられる当事者でなくても可能。動画や写真も削除対象。・通報しやすいよう専用のクリックボタンを画面に表示させるなどの工夫も事業者に義務づける。 |

大阪府差別解消に関する有識者会議　項目整理票

|  |  |
| --- | --- |
| 議論いただきたい項目 | ３．・国は、児童ポルノに関し、児童ポルノ法第16条の３において、「インターネットを利用した不特定の者に対する情報の発信又はその情報の閲覧等のために必要な電気通信役務（中略）を提供する事業者は、（中略）捜査機関への協力、当該事業者が有する管理権限に基づく児童ポルノに係る情報の送信を防止する措置その他インターネットを利用したこれらの行為の防止に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定し、事業者に対して努力義務を課している。・また、いわゆる海賊版サイト等の著作権侵害に対しては、検討会議を立上げ、指定した３つのサイトに対してサイトブロッキングを行うことが適当との判断をしている。・一方で、インターネット上の人権侵犯事案は、著作権侵害に比べると、金銭賠償のような代替手段に馴染まず、また、対応を要する緊急度が高いと思われるが、国はこのようなインターネット上の人権侵犯事案におけるサイトブロッキングについて、具体的に検討していない。　　インターネット上の人権侵害事案については、同じように深刻で重大な被害を及ぼす児童ポルノにおいて既に先行的に採り入れられているサイトブロッキングと同様の手法によるサイトブロッキングは不適当か。 |
| 背景・課題等 | ・サイトブロッキングについては、通信の秘密侵害罪（電気通信事業法4条及び179条（罰則））の構成要件に形式的に該当する可能性がある行為。・サイトブロッキングが行われるのは、児童ポルノサイトのみ（平成23年からプロバイダ等業界の自主的取組みとして実施）。なお、上記のとおり、児童ポルノ禁止法において、インターネットの利用に係る　事業者の努力義務（法16条の３）を明記。・「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策（案）」（平成30年4月　知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議）１頁に「①～④などの事情に照らし、緊急避難（刑法第37条）の要件を満たす場合は、違法性が阻却されるものと考えられる。」との記載がある。　①著作権者等の正当な利益を明白に侵害するコンテンツが相当数アップロードさ　　れた状況において　②削除や検挙など他の方法ではその権利を実質的に保護することができず　③その手法及び運用が通信の秘密を必要以上に侵害するものではなく　④当該サイトによる著作権者等の権利への侵害が極めて著しい・海外サーバーを経由しているインターネット上の差別的書込みへの対処方策として、サイトブロッキングはこれら海外サーバーを経由しているサイトであっても遮断できるメリットがある。・サイトブロッキングについては、「通信の秘密」を侵害するおそれが高いことから、現状は、業界の自主的取組みに留まっていることから、今後、電気通信事業法の改正法整備が必要である。 |
| 府の考え方 | ・インターネット上のヘイトスピーチやいわゆる同和地区の摘示などの差別的書込みの事案を上記知財本部の要件に当てはめると、　①ヘイトスピーチ（いわゆる同和地区）の写真や動画を相当数アップロード」②「削除要請によっても削除されない案件であり」③「居住者に対する基本的人権の侵害が著しい」に該当するものと考える。・人権侵害がある書込みに対しては、現行の児童ポルノ禁止と同様のサイトブロッキングを導入すべき。・また、今後、インターネットの人権侵害事案について、児童ポルノ禁止と同様の法整備を行うべきであると考える。 |
| 判例・参考情報 | ○漫画村などの海外版サイトの規制の検討状況・児童ポルノと同等の重大かつ深刻な人格権侵害の蓋然性を生じるとは言い難いこと、著作権侵害については、差し止め請求や損害賠償請求などの代替措置があることなどから、反対意見も根強い。・現在、国において、インターネット上の海賊版対策に関する検討会議が平成30年4月より開催されているが、同年10月に「中間まとめ」を取りまとめて以降、審議がされていない状況。・NTTは当初、「漫画村」（外２件）などの海賊版サイトを遮断対象としていたが、　 　　対象サイトが停止したことを受け、ブロッキングは実施されなかった（H30年８月）。 |

大阪府差別解消に関する有識者会議　項目整理票

|  |  |
| --- | --- |
| 議論いただきたい項目 | ４．・差別的な書込みを掲載する者を翻意させるには、そのメリットをなくすことが効果的と考える。そのため、広告主に注意喚起することで広告掲載を控えることができれば、結果的にサイト運営者の広告収入が減り、差別的な書込みへの対応として、一定の効果が見込まれる。・行政が、広告主に対して人権侵害のおそれのあるサイトに広告を掲載している旨を通知した結果、広告主が当該サイトへの広告掲載を手控えた場合、行政は当該サイト運営者から違法・不当と問われる可能性はあるか。 |
| 背景・課題等 | * インターネットでは、広告の表示回数やユーザーが広告をクリックし、そのクリック数に応じてサイト運営者が報酬を受け取る広告手法がある。
* 広告主は、広告代理店にターゲット層は指定するが、特に意思を示さない限り、広告先を指定していないことから、公序良俗に反するページや悪質なページに広告を配信してしまうことがある。
* 従来、広告主は、自社広告が実際にどのようなインターネットサイトに掲載されているか知らないことが多く、広告主の知らない間に企業イメージを損なうような不適切なインターネットサイトに自社広告が掲載されていることも多い。
* 意に反するサイトに広告が配信されれば、広告主のイメージダウンにつながる。
 |
| 府の考え方 | ・【判例9】まとめサイト「保守速報」に対する最高裁判決（平成30年12月11日）において、「保守速報」はまとめサイトの違法性を指摘されたことにより、広告主が広告を手控えたことで、大幅な収入減となったとのこと。差別的な書込みのあるインターネット上の広告を減らすことが出来れば、活動の基本となる収入減を失い、結果的にインターネット上に掲載される差別的な書込みを減らすことにつながることが期待できる。・行政が差別的書込みのあるインターネットサイトが不適切であると判断して、広告主に対して、不適切サイトに広告が掲載されている旨を通知する行為は、事後において、その判断のもとになった差別書込みの適法性が認められなかったとしても、通報時に、当該サイトの違法性が疑われてもやむを得ない状況があれば、行政は威力業務妨害に当たらない旨の裁判例（【判例10】大阪地判平成30年2月26日）等を踏まえ、行政の責任を問われるものではないと考える。 |
| 判例・参考情報 | 【参考判例】【判例９】まとめサイト「保守速報」に対する最高裁判決（平成30年12月11日）　＊「保守速報」がネット上の書込みをまとめる行為は独立した表現行為で、不法行為が成り立つと高裁は判断。最高裁もこれを支持し、200万円の損害賠償を認容した。　⇒判決後、サイトに掲載されていた広告主へ通報する「広告剥がし」の動きが広まり、広告は激減し、「保守速報」は収入源を失った。【判例10】偽計業務妨害に対する無罪判決（大阪地判平成30年2月26日）　＊女性が保健所に医療法人が脱税しているとの虚偽の書面を送り、医療法人の業務を妨害した事案で、裁判所は、「事後的に通報内容と事実が異なることが判明しても、疑いを抱かれてもやむを得ない状況があれば、偽計と解釈するべきではない」として、無罪を言い渡した。 |

大阪府差別解消に関する有識者会議　項目整理票

|  |  |
| --- | --- |
| 議論いただきたい項目 | ５　ヘイトスピーチ解消法の施行を受け、自治体（川崎市、東京都、京都府、京都市など）では、公の施設の利用制限に係るガイドラインを策定する動きがある。各自治体のガイドラインにおける利用制限の要件については、「ヘイトスピーチが行われる蓋然性が高いこと（「言動要件」）と差し迫った危険が予見されること（「迷惑要件」）の両方を満たす場合とする考え方（川崎市、東京都）」と、「言動要件又は迷惑要件のいずれかを満たす場合とする考え方（京都府、京都市）」とに分かれる。最高裁の判例は、差し迫った危険が予見されること（「迷惑要件」）に該当する場合は、利用制限できるというものであると認識しているが、京都府のように、言動要件のみでも利用制限ができるとする考え方を、どのようにとらえるべきか。具体的に議論いただきたいことは、言動が実際に行われていない段階で、言動要件に該当すると判断することができるのか。また、可能とする場合は、開催趣旨等、申請内容に基づき判断することになると思われるが、その基準は、どのように設定すべきなのか、ということ。さらに、ヘイトスピーチは行わないと明言されれば、行われる蓋然性が高いとして利用を制限することは不可能と考えるが、そのような考え方は妥当か、ということ。 |
| 背景・課題等 | 公の施設については、これまで、地方自治法上、正当な理由がない限り、利用を拒んではならないとされていること、また、公の施設の利用を制限することは、集会の自由や表現の自由の保障に密接にかかわるものであり、施設管理者が、施設の設置・管理条例等のルールに照らし、慎重に判断すべきものとしてきた。一方、最近、ヘイトスピーチが行われることが、客観的な事実に照らして具体的に明らかに予測される場合（言動要件）には、公の施設の利用制限が容認されるとする考え方がある。・ヘイトスピーチを行おうとする者への施設の貸与は、自治体による便宜の促進と　いう印象を与えることとなり、自治体の多文化共生などの方針と抵触することを　理由に利用拒否ができる。　 |
| 府の考え方 | 〇言動要件に合致するとの判断は、ヘイトスピーチを行うと申請者が明言する場合に限られ、ヘイトスピーチは行わないと明言した場合には、言動要件を適用することは不可能と考える。-① ヘイトスピーチを行うことを明言して、利用許可を求めてきた場合　　　・大阪府の条例では、ヘイトスピーチは、公然と危害を加える旨を告知し、社会から排除することを扇動する言動と規定しており、最高裁の判例で示された考え方、「明らかに差し迫った危険の発生が具体的に予見」される場合に該当するものとして不許可とする。　　 ・なお、京都市のガイドラインでは、言動要件の対処となるヘイトスピーチについて、法の定義に加え、人格権の侵害につながるヘイトスピーチといった条件を付加している。このため、大阪府の条例の定義を踏まえ、利用制限の対象となるヘイトスピーチについて一定の要件を付加しなければならないのか、検討する必要があると考えている。-②　ヘイトスピーチを行うことを明言せずに、利用許可を得た場合 　 ・利用当日、施設内でいわゆるヘイトスピーチを行ったときは、危険の発生が具体的に予見される場合に該当するとして、利用中であっても許可の取消しを行うことが可能なのか、検討する必要があると考えている。　　・その場合、当該言動がヘイトスピーチであることを、その場で即座に判断することが困難なため、施設の設置・管理条例で定めている「他の利用者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせ、又はそのおそれがあるとき」に該当する場合は、許可の取消しを行うことができるのではないかと解している。 |
| 判例・参考情報 | ●泉佐野市市民会館事件（最三判平成７年３月７日）＊公の施設の利用制限については、明らかに差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合で、しかも通常の警備等により対処できない場合でなければ、施設の利用を拒否できない。●地方自治法第244条第2項　　普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。 ●川崎市の利用制限の要件の規定（言動要件かつ迷惑要件と判断されるとき）・不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実に照らして具体的に認められる場合（言動要件）　・その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実に照らして明白な場合（迷惑要件）●東京都の利用制限の要件の規定（以下の二つの要件を両方満たした場合）・ヘイトスピーチが行われる蓋然性が高いこと・ヘイトスピーチが行われることに起因して発生する紛争等により、施設の安全な管理に支障が生じる事態が予測されること●京都府の利用制限の要件の規定（次のいずれかに該当する場合）　　・「不当な差別的言動」が行われることが、客観的な事実に照らし、具体的に明らかに予測される場合・「不当な差別的言動」が行われる蓋然性が高いことによる紛争のおそれがあり、施設の管理上支障が生じるとの事態が、客観的な事実に照らし、具体的に明らかに予測され、警察の警備等によってもなお混乱を防止できないことが見込まれるなど特別な事情がある場合なお、京都市は、「不当な差別的言動」に一定の条件を付加している　・「不当な差別的言動」が行われることにより、人格権をはじめとする基本的人権を侵害するこ**と**が、客観的な事実に照らし、具体的に明らかに予測される場合」  |